

令和7年度 ビッグデータ活用渋滞対策検討業務 特記仕様書

第1条 総則

- 1 本特記仕様書は、「令和7年度 ビッグデータ活用渋滞対策検討業務」に適用する。
- 2 本仕様書及び設計図書に明記なき事項は、「委託業務関係共通仕様書」による。本業務に関して疑義が生じた場合は、調査職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 3 受注者は、本設計に関し知り得た知識は、第三者に漏らしてはならない。また、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 4 委託時に本県が提供した資料は、業務完了後、提出書類とともに、これを変換するものとする。
- 5 業務に当たっては、最新の示方書、仕様書、指針並びに通達によるものとし、正式に発行されていない「案」を含むものとする。なお、計算理論等は公に認められているものを使用するものとする。

第2条 目的

本業務は、携帯電話位置情報によるビッグデータを用いて、兵庫県におけるトリップデータから、県内の交通流動を再現することにより、移動経路、時間帯等を整理し、渋滞箇所を分析する。また、再現した交通流動を用いた対策効果シミュレーションを実施し、対策目標値を設定する。

以上の分析により、道路利用者に行動変容を促す案を含む渋滞対策を検討する。

第3条 業務内容

1 携帯電話位置情報ビッグデータの調達

本業務の検討に用いるための携帯電話の位置情報のビッグデータを調達するものとする。調達するビッグデータは1ヶ月分のものとし、下記の条件を満たす、又は推定可能なデータとする。

- ・ 5分に1回程度以上の位置情報を有していること
- ・ 兵庫県発着の次の要素を含むトリップデータを有していること
要素：出発地・到着地（OD）、交通手段、移動経路、移動目的、曜日、時間

なお、時期は発注者と協議の上、決定するものとし、取り扱うデータは、位置情報利用について同意を得たもののみを使用し、関係法令を遵守し、個人情報の保護に留意する。

また、条件を満たすために、携帯電話キャリア提供のデータと携帯電話アプリ利用から取得できるデータを組み合わせるなど、複数の種類のデータを調達することも可能とする。

2 交通流動の再現、精度検証

(1) 交通流動の再現

「1 携帯電話位置情報ビッグデータの調達」で調達したビッグデータを活用し、県内の交通流動の状況について取りまとめ、可視化を行う。

(2) 精度検証

交通流動の再現について、精度検証を以下の視点により行い、比較にあたっては、統計的指標によって精度を確認する。精度が高いと認められたデータにおいて、分析を進めるものとする。

- ・OD 交通量：令和3年度道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査(OD 調査)との比較
- ・道路の断面交通量：①兵庫県警が所有する自動車交通量データとの比較
②令和3年度道路・街路交通情勢調査等との比較

3 渋滞要因の分析

以下の箇所において、「2 交通流動の再現、精度検証」で再現した交通流動や貸与資料等を踏まえ、地域状況や道路交通現況（渋滞の発生状況や公共交通機関の運行状況）等について取りまとめ、渋滞要因を分析する。

- ・国道43号 五合橋交差点 ほか 尼崎市臨海部エリア
- ・国道2号 清水交差点 ほか 明石市内の東西幹線道路

4 渋滞対策効果シミュレーションの実施

(1) 「3 渋滞要因の分析」を実施する2箇所のシミュレーション

「3 渋滞要因の分析」を実施する2箇所について、「3 渋滞要因の分析」を踏まえ、「2 交通流動の再現、精度検証」で再現した交通流動を用いて、経路変更や移動手段の変更等の条件設定を行った上でシミュレーションを実施し、渋滞緩和効果から導出した交通量削減量等目標値の設定や渋滞対策立案検討の基となるデータを作成する。

なお、シミュレーション条件等は、発注者と協議して設定する。

(2) (1) 以外の箇所のシミュレーション

発注者が指定する渋滞要因を把握している3箇所について、(1)と同様のシミュレーションを実施し、データを作成する。

なお、シミュレーション条件等は、発注者と協議して設定する。

5 渋滞対策の立案

「3 渋滞要因の分析」を実施する2箇所について、「4 渋滞対策効果シミュレーションの実施」による分析結果を踏まえ、道路利用者に移動経路・時間帯の変更や自転車や鉄道等への移動手段の変更など、行動変容を促す案を含む渋滞対策を複数立案し、比較検討する。

6 有識者ヒアリング

渋滞対策を見据えた分析を行うため、発注者がアドバイザー委嘱をしてる有識者にヒアリングを行う。ヒアリング時の業務内容等の説明について対応すること。ヒアリング回数は、工期内に5回を予定している。

第4条 成果品

成果品の内容及び部数は以下のとおりとする。

①紙媒体報告書（A4 カラー版）1部

②原稿・原図類を収めた電子媒体（CD-R 等）1部

〔必ず Windows を OS とした Word 及び Excel を基本とし、それ以外の OS は認めない。また、図形ソフト等上記以外のソフトウェアを使用する場合には、図表等も含めた報告書の編集が可能なソフトウェアをすべて成果品とともに納めるものとする。〕

第5条 貸与資料

本業務の実施に必要な以下の資料を貸与する。

- ・令和3年度道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)交通量データ
- ・県警等が所有するトラフィックカウンターによる自動車交通量データ
- ・関係交差点の渋滞調査結果
- ・DRM データベース
- ・「第3条 業務内容 4 渋滞対策効果シミュレーションの実施 (2) (1) 以外の箇所のシミュレーション」のシミュレーションを実施するのに必要な資料

第6条 委託期間

本業務の履行期間は、令和8年3月25日までとする。

第7条 その他

- 1 受託者は調査職員と連絡を密にし、意思の疎通を図るように心がけなければならない。
- 2 協議簿を作成し、その都度、両者確認の上、各々1部以上、保持するものとする。

- 3 業務内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者両方で協議の上、対応を決定する。

国道43号 五合橋交差点 ほか 尼崎市臨海部エリア



地理院地図を加工

国道2号 清水交差点 ほか 明石市内の東西幹線道路

